

空間情報サービスプロバイダの要否

～空間情報サービスはビジネスとして成立するか～

2008年1月24日

ユビキタス空間基盤推進協議会事務局

1. 空間コードの意義

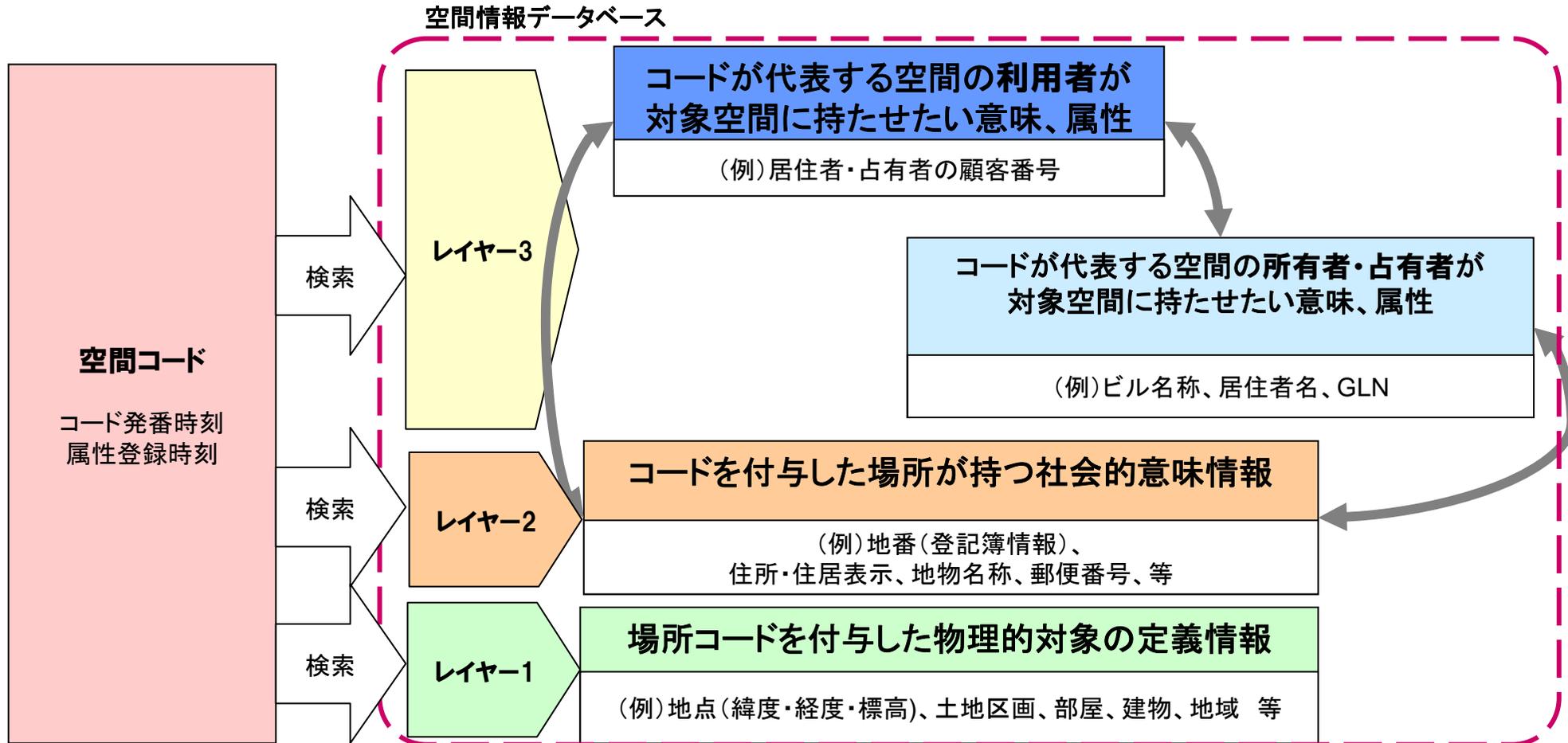
空間コードをキーにDBを検索するシステムを構築可能

→サービスに必要な情報を得ることができる



2. 空間コードの新規性

サービス(つまり人)が必要とする意味、属性に応じた空間情報の管理が可能



- レイヤー1と2は基本的なデータとして管理することが望まれる
- レイヤー3についてはサービスにより異なっており、利用に応じて管理されることが望ましい

3. 場所に関する従来のコード(郵便番号、GLN等)との違い

	空間コード	場所に関する従来のコード
発行	<ul style="list-style-type: none"> 空間の利用者が必要に応じて自由に発行することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 空間の単位(粒度)、発行ルール、などが細かく定められている
コードの発行単位	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、点から大空間まで、単位は自由に設定できる 同じコード体系の中で点から大空間まで同じように管理できる 空間の階層構造が同じコード体系の中で表現可能 	<ul style="list-style-type: none"> 空間の大きさは目的に応じてだいたい揃えられている 空間の大きさが変わるとコード体系が変わることが多い 空間の階層構造を一つのコード体系で表現することは難しい
管理	<ul style="list-style-type: none"> インターネットのように、自律・協調・分散的に管理することが可能 マスター管理者は「どのコードを誰に渡したか」だけを管理する 	<ul style="list-style-type: none"> コード管理者は末端まで管理しなければならない

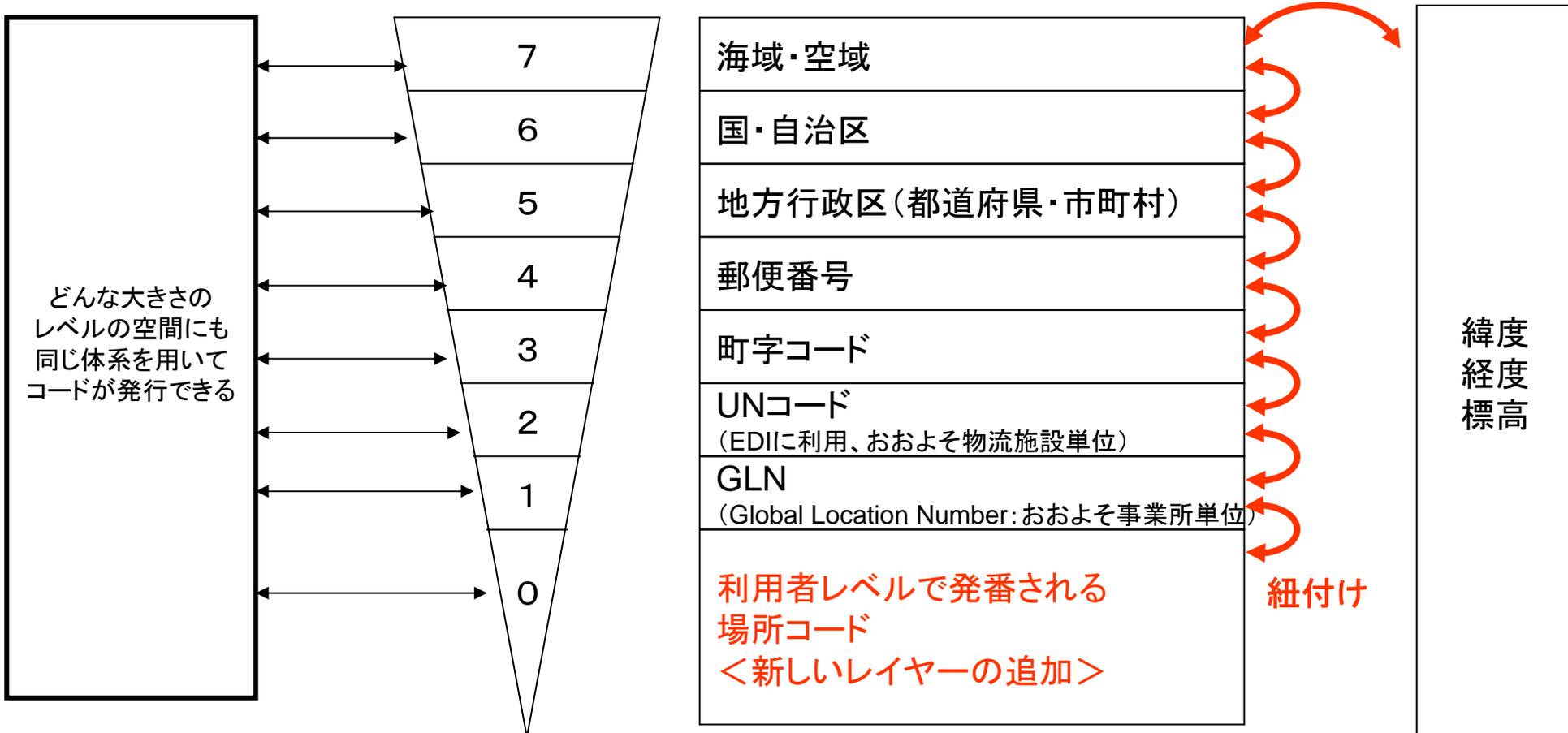
4. 他のコード体系との関係～物流を例に

さまざまな単位の空間に個別の空間コードが振られているが、
ユビキタス空間コードではこれらを共通の基盤に乗せることが可能となる

ユビキタス空間コード

空間の階層(1～7は既存の体系がある)

絶対位置情報



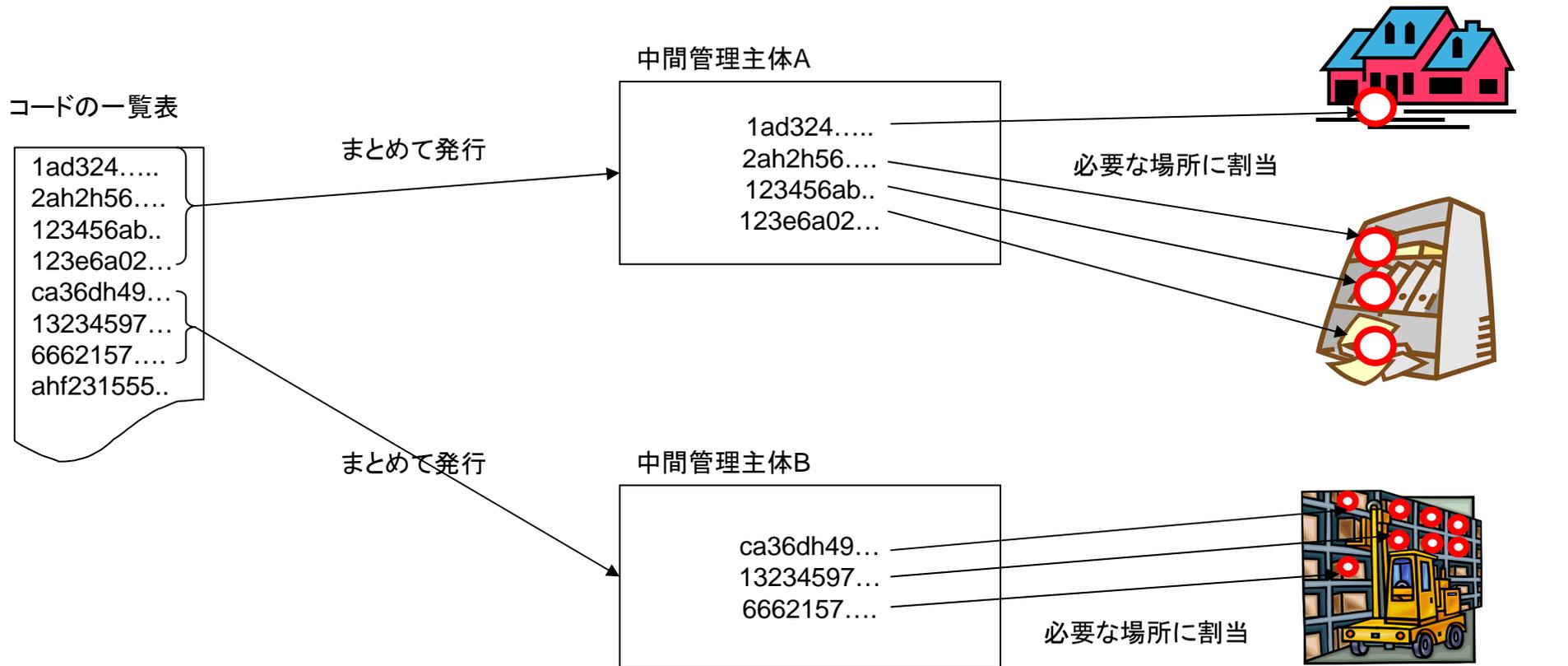
5. 情報サービスプロバイダの要否

空間情報の利用者が直接コードの発行を求めるのでは事務が錯綜する懸念。
中間管理主体として、空間情報サービスプロバイダが必要ではないか。

コードのマスター管理者

中間管理主体 = 空間情報サービスプロバイダ

利用される場所

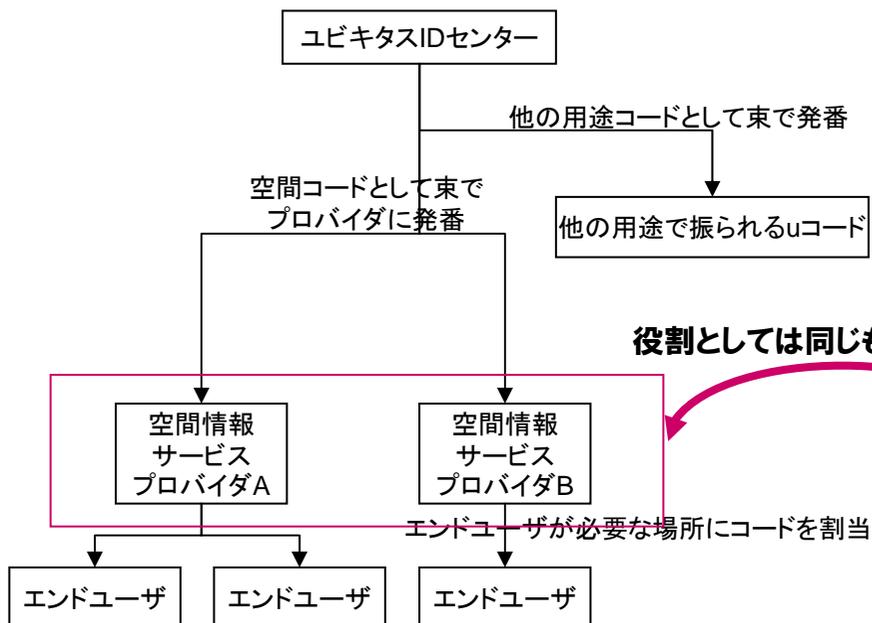


コードのマスター管理者が「どの中間管理主体にどのコードを割り当てたか」を管理していれば、中間管理主体は複数存在してもよい

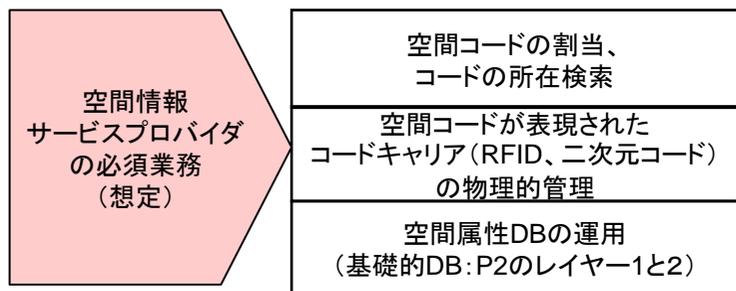
6. 空間情報サービスプロバイダはビジネスとして成立するのか①

空間情報サービスプロバイダはインターネットにおけるISP(インターネット接続事業者)と類似した役割を担うと想定される

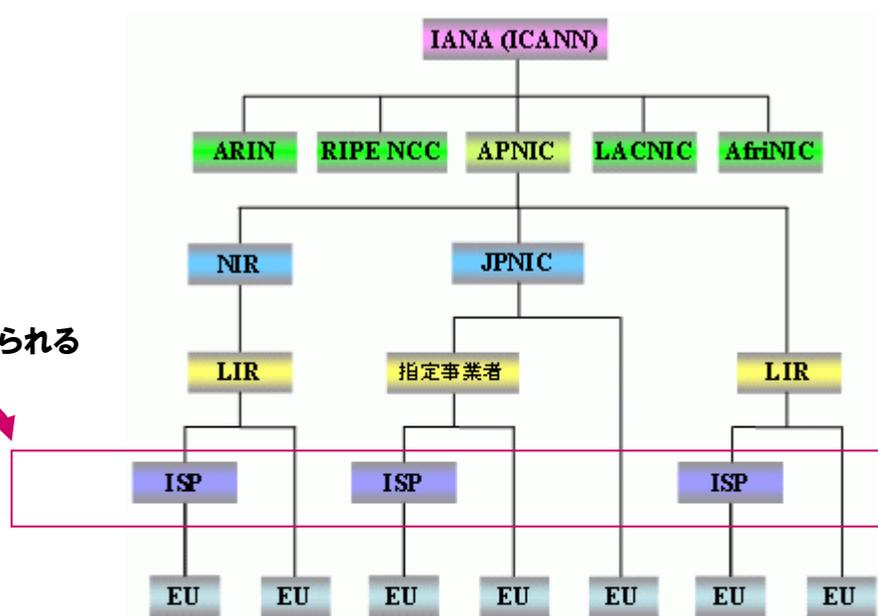
空間コードの発行・管理のヒエラルキー(イメージ)



役割としては同じものと考えられる



(参照)インターネットにおけるIPアドレス発行・管理のヒエラルキー



- 地域インターネットレジストリ
- 国別インターネットレジストリ
- ローカルインターネットレジストリ
- インターネットサービスプロバイダ
- エンドユーザ

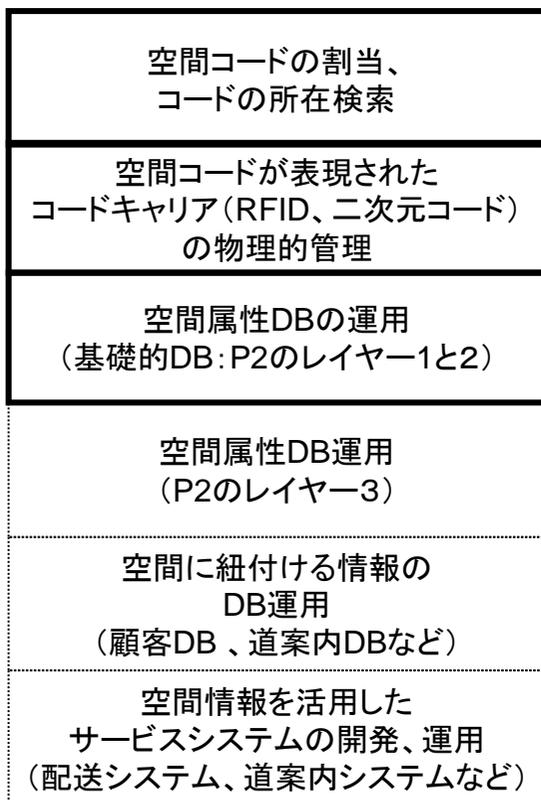
出所) JPNIC

ISPはエンドユーザに対して
 ・接続環境の提供
 ・IPアドレスの割当
 が基本業務と考えられる

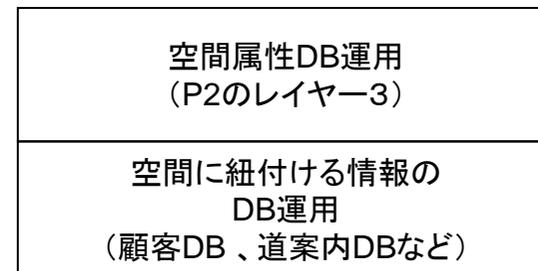
6. 空間情報サービスプロバイダはビジネスとして成立するのか②

ISP(インターネット接続事業者)が接続サービスだけではビジネスにならなかったように、空間情報サービスプロバイダもコード管理に加え、付加サービスを行う必要がある

空間情報サービスプロバイダに
想定される必須の業務



空間情報利用者が
本来管理すべき情報



社会基盤として利用されるためには
低廉な対価で利用することが必要
→コストがまかなえない可能性

したがって、本来は空間情報の利用者が
管理すべき情報をあわせて管理することで
サービス領域を拡大し、収益源とすることが
考えられる

